

## TPP交渉参加に関する意見

平成25年7月17日  
全国社会保険労務士会連合会

### 該当する交渉分野

越境サービス（資格・免許の相互承認）

### 意見

我が国では、国民の法的サービスの利便性を確保するため、弁護士と隣接法律専門職として各種の国家資格制度が設けられ、他のTPP交渉参加国の弁護士に相当する業務を行っている。

今般の交渉によって、弁護士資格の相互承認が行われれば、我が国の社会と国民生活に根ざしたこれらの隣接法律専門職の国家資格制度が崩壊することが懸念される。

特に企業の人事労務管理と労働社会保険に関する諸制度を専門分野とする社会保険労務士は、他の交渉参加国に類を見ない制度である。

社会保険労務士制度は、我が国が戦後の復興期を経て社会経済が大きく成長を遂げた昭和43年に、企業の人事労務管理の近代化に伴う労務指導の必要性の高まりと労働社会保険制度の充実に伴う専門的な業務対応の必要性の高まりという社会的な要請を背景に、「労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資すること」を目的として創設された。

それ以来今日までの45年に亘り、社会保険労務士は、労働社会保険制度の専門家として、官公署に提出する申請書等の作成、提出を行うとともに、我が国企業の労使関係に日頃から深く関与し、相談指導の業務を通じて企業の発展に貢献してきた。

近年では、急増する個別労働関係紛争について、きめ細かな相談指導による紛争の未然防止から、裁判外紛争解決手続(ADR)による円満解決までの様々な場面に関わるなど、国民の法的利便性の確保に必要不可欠な制度として定着している。

このように、我が国の社会保険労務士制度が我が国の社会に根ざした制度として発展してきたという歴史的経過を踏まえれば、今回のTPP交渉において、資格者の相互承認についてはネガティブリストに加えるべきである。

万一相互承認の交渉が行われる場合には、日本弁護士連合会はもとより、全国社会保険労務士会連合会ほかの隣接法律専門職の団体と十分に協議し、国民

生活を阻害することのないように留意すべきである。

なお、T P Pに関する諸団体に、全国社会保険労務士会連合会についても加えていただけるよう要請する。

# TPP協定交渉について

平成25年6月

内閣官房

TPP政府対策本部

分野	規定内容	交渉状況
10. 越境サービス	<p>国境を越えるサービスの提供(サービス貿易)に対する無差別待遇や数量規制等の貿易制限的な措置に関するルールを定めるとともに、市場アクセスを改善する。</p>	<p>1. ルール(サービス貿易の一般的規制を定めるもの)  (1)WTO・GATS(サービス貿易一般協定)に盛り込まれている、無差別原則(内国民待遇、最恵国待遇)、数量規制・形態制限の禁止といった義務を設けることや、関連措置の透明性の確保、現地拠点設置要求禁止、いわゆる「ラチェット(つめ歯車)」条項【注】等に関する規定が議論されており、核となる要素のほとんどについて合意した。  【注】「ラチェット」条項とは、内国民待遇等の規律の適用対象外として留保した措置に関し、自由化の程度を悪化させない場合に限り例外措置を修正できることを定めるもの。  (2)他国の資格・免許を相互に認め合うこと(相互承認)については、TPP協定発効後に専門職の相互承認に関心国間で議論するための枠組みについて検討されているが、医師等の個別の資格・免許を相互承認することについての議論はない。  (3)急送便(エクスプレス・デリバリー)サービスについては、公正な競争条件の確保の観点から提案がなされているが、急送便サービスについての規定を置くかも含め議論は収斂していない模様。</p> <p>2. 市場アクセス  (1)ネガティブ・リスト方式(リストに掲載したものは適用対象としない方式。一般に、自由化対象のみを記載するポジティブ・リスト方式に比べ、自由化の水準が高い。)に基づいて交渉している。  (2)各国が作成したネガティブ・リストに記載された内容について互いに確認を進めている状況にある。  (3)市場アクセスについては、現在各国間でネガティブ・リストの内容を確認する作業が行われていることから、完全自由化(全ての障壁の撤廃)は目標になっていない。</p>
11. 商用関係者の移動(一時的入国)	<p>貿易・投資等のビジネスに従事する自然人の入国及び一時的な滞在の要件や手続等に関するルールを定める。</p>	<p>1. 入国に関する申請処理の透明性の確保や、手続の迅速化、TPP交渉参加国の当局間の技術協力の促進等について実質的な合意に近づいている模様。この分野の交渉内容は、通常のFTAで規定されている範囲のものとされている。</p> <p>2. 技術協力に関しては、入国審査の際の生体情報による本人認証技術に関する具体的な提案がなされている。</p> <p>3. 専門家を含む商用関係者について、各国がそれぞれ約束を適用する範囲(「短期商用」「投資家」「企業内転勤」「サービス提供者」等のカテゴリー)を検討するとともに、各国共通の約束を行うのか、国ごとに独自の約束を行うのかについても議論が続いている。なお、自国の約束について提案を行っていない国があるとの情報もある。</p> <p>4. いわゆる単純労働者の移動は議論の対象となっていない。</p>